

第8回延岡市農業委員会会議録

(令和6年2月28日)

1. 開催日時 令和6年2月28日(水) 午前9時30分から

2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂

3. 出席委員 17 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲斐 壽徳	2	佐藤 純子	3	花畑 志良一
4		5	菊池 光雄	6	小西 吉寿
7	中村 みえ	8	須藤 寛之	9	貫 藍
10	松下 康廣	11	小野 有紗	12	
13	高橋 利喜哉	14	緒方 武彦	15	牧野 博文
16	安藤 重徳	17	甲斐 亜季	18	松田 宗史
19	矢野 光一				

4. 欠席委員 2 名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 22 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲斐 孝	2	甲斐 充伸	3	久富 喜良
4	吉田 嘉	5	松田 純二	6	黒田 啓陸
7	佐藤 隆美	8	松田 成歳	9	酒井 渡
10	甲斐 秀雄	11	横山 博章	12	山内 憲次
13	岩切 伸行	14	甲斐 正太郎	15	甲斐 詳三
16	甲斐 一太郎	17	田口 誠	18	松原 学
19	戸高 久文	20		21	甲斐 昭浩
22	黒田 五司	23	岩佐 美基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第 25 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について
議案 第 26 号 農地法第3条 賃借権の設定について
議案 第 27 号 農地法第3条 所有権の移転について
議案 第 28 号 農地法第5条の許可申請について
議案 第 29 号 あっせん委員の指名について
議案 第 30 号 非農地証明願について
議案 第 31 号 農業委員の辞任について

- 報告 第 27 号 農地法第4条の届出について
報告 第 28 号 農地法第5条の届出について
報告 第 29 号 農地法第 18 条第6項の通知について
報告 第 30 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議 第 11 号 延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
協議 第 12 号 農用地利用集積等促進計画(案)について
協議 第 13 号 岡富古川土地区画整理事業に係る農地転用について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工 藤 敬 洋	局長補佐兼 農地係長	佐 藤 友 美	農政係長	菊 池 麻里子
		農地係 主任主事	清 田 則 生	農政係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	梅 田 勝 徳	北川産業建設課 副主査	松 山 義 秋

8. 会議の概要

事 務 局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
議 長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第8回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事 務 局	はい。本日は委員総数 19 名中 17 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議 長	本日の議事録署名委員は、委員番号 9 番 貫藍委員と委員番号 11 番 小野有紗委員のお二人をお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第 25 号 農地法第 3 条 使用貸借権の設定についてから本日配付の議案第 31 号 農業委員の辞任についてまでの議案 7 件、報告案件 4 件、協議案件 3 件となっています。 なお、今回の農地利用最適化推進委員の活動報告につきましては、横山博章推進委員と、酒井渡推進委員のお二人をお願いしたいと思います。後ほど準備をお願いします。 また、総会終了後に農業者年金の研修として、宮崎県農業会議の方からご説明を頂く予定となっております。 それでは、議案第 25 号 農地法第 3 条 使用貸借権の設定について提案致します。整理番号 1 番について、委員番号 3 番 花畑志良一委員より説明をお願い致します。
花 畑 委 員	委員番号 3 番、花畑です。整理番号 1 番について説明致します。農地の所在は北方町、田 8 筆、畑 8 筆、合計面積は 7,065 m ² です。貸人、借人は北方町蔵田在住の親子で、父から子への経営移譲となります。 2 月 23 日、甲斐一太郎推進委員、借人、私の 3 人で現地調査を致しました。現地はどこもきれいに利用されていて何も問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第 3 条調査書をご覧下さい。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 5 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 6 号につきましては、ただ今、花畑委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。

		何かございませんか。
委 議 委 議	員 長 員 長	異議なし。 異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。 (挙手) ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
貫 委 員	員	続きまして、議案第 26 号 農地法第 3 条 貸借権の設定について提案致します。整理番号 1 番について、委員番号 9 番 貫藍委員より説明をお願い致します。 委員番号 9 番 貫です。整理番号 1 番について説明致します。農地の所在は無鹿町、田 1 筆で面積は 950 ㎡です。貸人は神奈川県在住、借人は京都市の株式会社です。借人の経営状況はゼロで労力人は 2 人です。理由は新規就農です。
議 事 務 局	長	2 月 27 日、私、吉田推進委員、現地管理人代表者の 3 名で現地確認を致しました。借人は現在この農地を耕作されている方と一緒に実証実験をされるということです。地域との調和要件は問題ありませんでした。 次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
議 長	長	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第 3 条調査書をご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 5 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 6 号につきましては、ただ今、貫委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 委 議 委 議	長 員 長 員 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。 異議なし。 異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。 (挙手) ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
		続きまして、議案第 27 号 農地法第 3 条 所有権の移転について提案致します。 整理番号 1 番から 2 番について、佐藤隆美農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。

佐藤（隆） 推 進 委 員	推進委員の佐藤です。整理番号1番と2番について説明致します。まず整理番号1番について説明致します。農地の所在は天下町、田2筆で1,172㎡です。譲渡人は大阪府在住、譲受人は天下町在住の方です。譲受人の経営状況は10,939㎡で労力人は3人です。国交省が施工する五ヶ瀬川適正分派対策工事のために譲受人の土地が必要となり、その代替地取得のための申請です。 2月14日、私、会長、譲受人で現地確認を致しました。地域との調和要件など問題ありませんでした。 次に整理番号2番について説明致します。所在は天下町、田1筆で面積は366㎡です。譲渡人、譲受人ともに天下町在住で、譲受人は整理番号1番の方と同じです。この案件も理由は五ヶ瀬川適正分派対策工事のための代替地取得です。 これも2月14日、私、会長、譲受人で現地確認を致しました。地域との調和要件など問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号3番について、委員番号2番 佐藤純子委員より説明をお願い致します。
佐藤（純） 委 員	委員番号2番の佐藤です。整理番号3番について説明致します。農地の所在は古川町、田2筆で1,099㎡です。譲渡人は北方町曾木在住、譲受人は古川町在住の方です。二人は親子関係で、母が高齢のため息子へ贈与するということです。以前から息子さんが耕作されていました。 2月23日、黒田推進委員、私、譲受人で現地調査を致しました。何も問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号4番について、委員番号7番 中村みえ委員より説明をお願い致します。
中 村 委 員	委員番号7番、中村です。整理番号4番について説明致します。農地の所在は北方町三ヶ村、畑2筆で745㎡です。譲渡人は北方町三ヶ村在住の方、譲受人は野田町在住の方です。譲受人は週末に三ヶ村の実家に帰り、野菜などを作付けしています。今回の申請は譲受人の畑に入るための道路が狭く農機具を入れられないので、道路の拡幅のための所有権移転です。この土地は譲受人の実家の裏手にあり、柿の木等が植えてあり、現在は樹園地となっております。取得後は茶園を整地すると話しておりました。 2月21日に譲受人、田口推進委員、私の3人で現地確認を致しました。地域との調和要件など何ら問題ないと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号5番について、委員番号9番 貫藍委員より説明をお願い致します。
貫 委 員	委員番号9番、貫です。整理番号5番について説明致します。農地の所在は栗野名町、田1筆で694㎡です。譲渡人、譲受人ともに栗野名町在住の方です。譲受人の労力人は3人で理由は経営規模拡大です。

議 長	2月27日、私、吉田推進委員、譲受人で現地調査を致しました。譲受人は申請地で水稻作付けを計画しており、地域との調和要件は特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
松 下 委 員	次に、整理番号6番について、委員番号10番 松下康廣委員より説明をお願い致します。 委員番号10番、松下です。整理番号6番について説明致します。農地の所在は浜砂、田1筆で面積は1,173㎡です。譲渡人は惣領町在住の方、ハウスで野菜を作り稲作もしており、地域の若手のメンバーでもあり中心経営体です。申請地ではハウス野菜生産をしていましたが、林業にも従事しており、奥さん1人では人手が足りないということで規模縮小することになったようです。地目は田ですが現況は畑で改良届をして所有権移転することになったようです。譲受人は北浦町在住で経営状況は10,530㎡で労力は2人、理由は経営規模拡大です。施設園芸、タマネギ生産をしており、北浦町の認定農業者でもあります。 2月21日、譲渡人、譲受人、横山推進委員、私で現地調査を致しました。申請地はハウス施設も3棟経過しておりました。スナップエンドウ栽培を計画しているようです。面的な農地の利用状況等を確認し、地域との調和要件に関しても何ら問題ありませんでした。農地の3条許可後に農地取得することになったようです。農業に対する理解、意欲も十分あり、特に問題無いと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。
議 長 松 田 (純) 推 進 委 員	次に、整理番号7番から8番について、松田純二農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。 推進委員の松田です。整理番号7番、8番について説明致します。まず7番ですが、所在は祝子町、田1筆で138㎡です。譲渡人は福岡県在住、譲受人は祝子町在住の方です。4年程前に、譲受人が申請地とその隣の農地と一緒に購入しようとしていました。隣接地の方はスムーズに購入手続きが済みましたが、申請地の方は譲渡人が県外在住のため手続きが進みませんでした。その後譲受人が体調をくずしたこともあり、現在の申請となりました。 2月24日、私、遠田委員、譲受人の3人で現地調査を行いました。現在は人に水稻を耕作してもらっていますが、譲受人が病後のリハビリを兼ねて水稻の耕作を再開したいと話しておりました。以前と変わらず水稻を作付けするため、隣接地との調和要件は問題無いと思われます。譲受人は農業に対する経験や意欲は十分で、何も問題ないと思います。皆様の審議の程よろしくお願い致します。 次に整理番号8番について説明致します。農地の所在は尾崎町、田1筆で面積は495㎡です。譲渡人は福岡県在住、譲受人は祝子町在住の方です。譲受人の経営状況は9,428㎡で労力は2人、理由は経営規模拡大です。譲渡人は県外在住のため申請地を手放したく、一方譲受人は所有している農地と申請地が隣接しているため、申請地を手に入れて畔を取って一枚の田として耕作しやすくして規模を拡大したいと思っています。 2月25日、私、遠田委員、譲受人の3人で現地調査を行いました。譲受人が引き続き水稻を作付けするとのことで、地域との調和要件については問題ありませんでした。譲受人は農業に対する経験や意欲は十分で、何も問題ないと思います。皆様の審議の

議 長	程よろしく願いいたします。 次に、整理番号 9 番について、委員番号 14 番 緒方武彦委員より説明をお願い致します。
緒 方 委 員	委員番号 14 番、緒方です。整理番号 9 番について説明致します。所在は北方町藤の木、畑 1 筆で面積は 188 m²です。譲渡人は栗野名町在住、譲受人は北方町藤の木在住で、理由は贈与です。 2 月 26 日、私、甲斐詳三推進委員、譲受人の後継者である長男の方の立ち会いで現地調査を致しました。申請地は 30 年くらい前に畑どうしを交換して名義を変えないまま残っていたようで、今回、所有権移転の申請となりました。申請地は譲受人の方が家庭菜園として現在も利用しているようでした。大変きれいに管理されており、地域との調和要件も何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号 10 番から 11 番について、委員番号 15 番 牧野博文委員より説明をお願い致します。
牧 野 委 員	委員番号 15 番 牧野です。整理番号 10 番、11 番について説明致します。まず、10 番について説明致します。所在は下三輪町、田 3 筆で面積は 1,509 m²です。譲渡人は福岡県在住、譲受人は下三輪町在住の方です。理由は経営規模拡大です。 2 月 23 日、私、甲斐秀雄推進委員、譲受人の 3 名で現地確認を致しました。申請地は譲受人の水田と隣接しており、長年譲渡人から申請地を購入してほしいと依頼されており、今回の申請となりました。今後とも水田として利用していきますので、地域との調和要件は何ら問題ないと思います。 次に整理番号 11 番について説明致します。所在は小野町、田 1 筆で面積は 1,018 m²です。譲渡人は下伊形町在住、譲受人は小野町在住の方です。理由は経営規模拡大です。 2 月 25 日、私、甲斐（秀）推進委員、譲受人の 3 名で現地調査を致しました。申請地は沖田第一は場整備の関係で区画整理、境界とか色々問題があり、担当役員である譲受人が購入する形で話をまとめることで折り合いがついたそうです。今後とも水田として使うので、地域との調和要件は何ら問題ないと思います、皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第 3 条調査書をご覧下さい。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 5 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 6 号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問

委員 議長 委員 議長		はございませんか。
		何かございませんか。
		異議なし。
		異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員 議長		(挙手)
		ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
		続きまして、議案第 28 号 農地法第 5 条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。
		それでは、整理番号 1 番について、委員番号 2 番 佐藤純子委員より説明をお願い致します。
佐藤（純） 委員		委員番号 2 番、佐藤です。整理番号 1 番について説明を致します。農地の所在は柚木町、田 1 筆で面積は 301 m ² です。譲渡人は福岡県在住、譲受人は柚木町在住の方です。現地は以前から埋め立ててあり、駐車場となっていて、追認申請です。
		2 月 24 日、現地を確認致しました。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長		次に、整理番号 2 番について、横山博章農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
		推進委員の横山です。整理番号 2 番について説明致します。農地の所在は出北、田 1 筆で面積は 208 m ² です。譲渡人は福岡県在住でこちらには長い間帰ってないです。譲受人は浜砂の土木建築業の株式会社で、資材置き場にしたいとのことです。
横山 推進委員		2 月 22 日、現地調査を致しました。周囲は全て駐車場に整備されています。ここも土を盛って道路と同じ高さになっていました。西側が道路です。以上、確認致しましたのでご報告致します。
		次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
議長 事務局		はい。農地区分につきまして説明致します。
		整理番号 1 番につきましては、周辺に農地の広がりがありますが、10ha 未満の一団の農地の区域内にある生産性の低い第 2 種農地となります。
		日常生活上必要な施設として集落接続に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。
		また、一般基準につきましては、馬の放牧場として整備後、隣の公民館利用者の駐車場として転用済となっている追認申請であり、始末書なども提出されております。資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。
事務局		次に、整理番号 2 番につきましては現地確認の結果、第 2 種農地となります。訂正

議 委 議	長	をお願いします。周辺に 10ha 以上の農地が広がる一団の農地があるものの、申請地周辺には家屋が連なり、相当の街区が形成されていることから業務上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。 また、一般基準につきましては、既に資材置場として転用済となっている追認申請であり、始末書なども提出されております。資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。 以上、ご審議をよろしくお願い致します。
	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
	員	異議なし。
議 委 議	長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。 続きまして、議案第 29 号、農地あっせん委員の指名について提案致します。申出の理由としましては、牧町の農地 2 筆の売却ということになっております。 では、今回のあっせん委員の指名につきましては、事務局と協議した結果、委員番号 9 番 貫藍委員と、吉田嘉農地利用最適化推進委員を指名したいと思います。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
	員	異議なし。
	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 議 委 議	員	(挙手)
	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。指名された委員の方はよろしくお願いいたします。 続きまして、議案第 30 号 非農地証明願いについて提案致します。整理番号 1 番について、委員番号 13 番、高橋利喜哉委員より説明をお願い致します。
	高 橋 委 員	委員番号 13 番、高橋です。整理番号 1 番について説明致します。所在は赤水町、畑 3 筆で面積は 1,730 m²です。申請人は伊形町在住の方で、申請理由は 10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。 2 月 24 日、私、山内推進委員、岩切推進委員と申請人立ち会いのもと現地調査を致しました。現地は申請人が 20 数年前に父から相続した畑だそうです。申請人は 40 数年前に実家を離れ伊形町に家を建てています。畑は父が亡くなって以来、作付けはしてないそうです。2 筆の畑は他人の家の軒下を通らないと行けないようなところで、現地を確認したところ、雑木と山林です。 もう 1 筆の畑は竹林になっておりました。

議 委 議 委 議	長	現地を確認して山林・原野と判断致しました。 ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
	員	異議なし。
	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
	員	(挙手)
議 委 議 委 議	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 続きまして、本日配付されております追加議案の議案第 31 号 農業委員の辞任について提案致します。このことにつきましては、追加議案書に記載のとおり、片伯部芳徳農業委員から辞任の申し出がありましたので、その同意について審議を行うものです。 詳細につきましては、事務局より説明をお願いします。
	事務局	(事務局から説明。) ※個人情報につき、掲載しません。
	長	ただ今、説明が終わりました。大変残念な議案ということで審議をさせていただきたいと思います。審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
	員	異議なし。
議 委 議 委 議	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
	員	(挙手)
	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、片伯部芳徳農業委員の辞任について同意いたします。今後の予定については、辞任に関する市長の同意を得まして、4月の1カ月間、農業委員を募集する予定としております。その後、選考委員会や議会の同意を経て、早くも6月議会後に新しい農業委員が決まることになります。 以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。
	事務局	それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに報告第 27 号、農地法第 4 条の届出についてでございます。この報告は自己所有農地の転用となっております。 議案書に記載しておりますが、1 件の届出があり、畑 1 筆の 427 m²の転用となっております。 次に、報告第 28 号、農地法第 5 条の届出について説明致します。この報告は権利の

議 長	総合農政課	移動を伴った農地転用になります。議案書に記載しておりますが、4件の届出があり、田が2筆の586㎡、畑が2筆の102㎡、計4筆、688㎡の転用となっております。 次に、報告第29号、農地法第18条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。 議案書に記載しております5件の届出があり、田のみ9筆の10,450㎡の合意解約となっております。 次に、報告第30号、農地法第3条の3第1項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。 議案書をご覧ください。今回18件の届出があり、田が48筆の26,487㎡、畑が37筆の10,378.78㎡、計85筆の36,865.78㎡となっております。 なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。 以上で報告を終わります。 ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。 無いようなので報告を終わります。 次に協議第11号 延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、総合農政課よりご説明をお願い致します。
		協議第11号「延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を説明します。 変更内容は農用地区域からの除外、申請地は北川町川内名（1筆）、用途区分は農用地（田）、現況地目は田、面積は1,010㎡うち20.07㎡、変更理由は農道拡幅のためです。事業計画者は延岡市北川総合支所産業建設課です。農地法上の処理は農地法第4条です。 申請地は農用地区域内の農地を除外となります。 申請地は市道「八ヶ迫山惣別当線」の拡幅工事による迂回路の設置に伴う農用地の除外申請となります。 除外するための要件につきまして、本計画については事業実施に対し必要最小限の面積となっております。また、周辺農地への農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れや土地改良施設の機能を損なう恐れがないことも確認済みです。よって、本計画については、農用地区域から除外することが妥当であると判断しました。
議 委 員	長	ただ今の変更内容について何かご質問があればお願いします。
	員	ありません。
議 長	長	ないようですね。それでは変更内容についての了解をお願いします。 次に協議第12号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局よりご説明を

事務局	お願い致します。 こちらは、中間管理権の設定分についての集積等促進計画となります。 議案書の33ページから34ページになりますが、 まず、整理番号1番から7番が 北川町長井地区、 次に、整理番号8番から19番までが個別案件での促進計画となっております。 次に、議案書35ページが耕作者変更の促進計画となっております。 整理番号1番から3番が伊形地区 整理番号4番、5番が沖田地区での促進計画となっております。 今回の促進計画では、34ページの表下にあるとおり7人の出し手から 19筆、10,894㎡の農地を個人4人に配分しますとともに、 耕作者変更については35ページの表下にあるとおり2人の出し手から 5筆、3,122㎡の農地を1法人、個人1人に配分する計画となっております。 以上で説明を終わります。
議長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。 質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。 次に協議第13号 岡富古川土地区画整理事業に伴う農地転用について、事務局より ご説明をお願い致します。
事務局	ご説明いたします。岡富古川土地区画整理事業は現在、最終段階となっております て、令和6年度に事業完了の見込みで、現在仮換地処分となっている農地を一括で地 目変更を行い、換地処分が完了する予定となっております。この手続きは区画整理課 が行う予定となっております。これは換地により減歩となり宅地のみでは住宅が建築 できないため、バラバラに点在した農地を集積し、全体を宅地として活用するためと いうことが主な理由となっております。議案書に記載しています農地が今回の仮換地処 分により転用予定、または転用済みの農地です。
議長	このリストにある農地は換地処分後、登記され次第、農地台帳より削除すること になりますので、ご報告致します。 ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。 質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。 次に、農地利用最適化推進委員の皆様からの担当地区の活動報告です。 まず初めに、横山博章推進委員からお願いします。
横山推進委員	推進委員第11地区の横山です。今回初めて農業委員、推進委員になられた方も いると思いますので、自己紹介をさせていただきます。私は延岡市浜砂に生まれま して、浜砂は延岡大橋の南詰を文化センターの方に向かったのが浜砂地区です。私

議 長	個人としては、JA 延岡を 30 数年勤めまして、その後父母がやっていた農業を継承してきた。水田が 90a、畑が 20a の 1 町 1 反を家内と二人でやっており、主に稲作と露地野菜で、露地野菜はタマネギ、ホウレンソウを主にやっています。敷地内に生産者直売所を 2 年ほど前に開設して、地元で採れたての野菜を置いて、皆さんに喜んで買ってもらっています。また、市内の小中学校の学校給食にホウレンソウを提供しており、かれこれ 20 年ほどになります。これからもできる範囲で頑張っていきたいと思っています。 最適化推進としての活動報告ですが、「何かこれしています。」ということはやっておりません。日頃皆さんがやられている活動を、それをどうしたら、自分たちの農地、農業を守っていくかということ、農業後継者と問題を共有しながら、次に繋いでいこうという気持ちでやっています。ですから、こんなことをしていますということはありません。今一番取り組んでいるのは、人・農地プランから継承している地域計画をしっかりとしたものにしていきたいと思っています。そして東延岡地区の農地、農業を守っていくかということで頑張っています。今準備しているが、4 月から最終的な計画を作るということで、浜砂、長浜、出北、別府、惣領、浜、緑ヶ丘を含みますが、その地区を一つの地域計画ということで取り組んでいます。人・農地では、浜砂で一つの計画ということでやってきたが、東延岡に地域を広げて、地域で農地、農業を守っていくことでやってきたところです。 以上が私の活動報告ですが、せっかく 1 期 3 年と半年、推進委員をやっていますので、そこで感じたことを提案したいと思っています。年に 1 回地図を見ながら現地調査をやっていますが、調査するところに鷺島というところがあるが、鷺島橋を渡って方財に行く方向に東側に広大な畑、農地があるが、780 筆ほどあり年 1 回調査しています。普段はなかなか行けないので、去年は道があったけど、なくなっているようなところを調査しています。調べてみると約 33 万 2 千㎡、実に東京ドーム 7 個が入る大きなスペースです。しかも高い低いはなく、西から東に向けてなだらかな畑になっています。そこで農業をやられている方は、今は 1/4 もいません。周りは草や木、竹が茂って、どこが境かわからないようなところを調査しているところです。五ヶ瀬川、祝子川が合流しているところは、50m ぐらひは川の中にある農地もあり、また、東の方は方財の漁港の船着き場になっているところがありますが、20～30m は水の中の畑です。そこをいつまでも推進委員、農業委員で調査する必要があるのかなと思っています。3 年余り推進委員をやっているがそう感じている。アスリート延岡を目指すのであれば、あそこを市や県、国が買収して、広大な運動公園などを作ってみてはどうかと思っています。建物は無理かと思いますが、あそこは聞くところによると、大雨や台風など洪水時の遊水地として管理されているそうです。ですから、それを上手に活かしながら、大雨時は遊水地として、雨が少ない時期には運動公園などにしてはどうかと思っています。おそらく 780 人ほどの地主も、誰かに買ってほしい、耕作してほしいと思っているものの、誰も手を上げる人はいない状況です。これは皆さんの地区でも同じではないかと思っています。 鷺島地区を運動公園などにしていくのは、私個人、一人で声を上げててもできないので、この農業委員会から声を持ち上げてほしいと思います。市議会の中で、そのような問題が出た時には声を上げて、何らかの一步を踏み出していきたいと思いますので、ご意見として申し上げたいと思いますのでよろしくお願いします。 以上です。
議 長	ありがとうございました。難しいご意見をいただきましたが、只今の活動報告について、何か質問等はないでしょうか。また、この後の酒井推進委員からの報告の後でもよろしいので、よろしくお願いします。

議 長	続きまして、酒井渡推進委員からの活動報告をお願いします。
酒 井 推 進 委 員	第9地区の酒井です。担当地区は、細見、小川、貝の畑、岡元、黒仁田で、五ヶ瀬川と細見川の合流地点で、岩熊井堰がある国道 218 号線の北側を担当しています。 活動報告ですが、地域計画や農地パトロール、遊休農地の解消、農地のあっせん等を行っていますが、思うように進まないのが現状です。 地域計画については、細見・小川地区の地元協議を 11 月から 2 月にかけて 4 回開催しました。4 回目は昨日開催しました。地域計画の策定協議を行政及び関係機関の出席で開催しましたが、細見・小川地区は人・農地プランを作成していましたので、ある程度の理解がありますが、岡元・貝の畑は、理解を得るために個別に総合農政課と農業委員会にお願ひし、岡元については 1/28 に開催しました。貝の畑は、独自で自分たちで作成するということで協議をしています。細見・小川地区は、今回は 3/12 に開催予定で、次回で、だいたい地域計画については終了予定です。 農地パトロールについては、活動日数の目標を達成するために、できるだけ実施したいと考えています。 遊休農地の解消については、殆どが中山間地域なので、カラス、イノシシ、シカ、サル等の鳥獣被害が多くて、電柵や金網等が一部の地域で実施されていますが、被害が年々増加傾向にあり、農業者の高齢化で対処するのが大変厳しい現状です。細見地区では環境保全で草刈りを年間数回実施しています。今回は 2/25 が延期になって 3 月の予定です。いろいろ対処はできませんが、現状をいかに維持していくかが大きな課題です。 農地あっせんについては、水田は五ヶ瀬川の下流域は、洪水を減少するための遊水地で年間 3 回以上は水没するので、稲作はできても、畑として野菜栽培などはできません。高齢化が進む中で農地を維持していますが、将来、遊休農地にならないか非常に危惧しています。条件の良くない山側の農地については、あっせんは厳しい状況です。 農地の維持管理を大きな問題として、高齢化と鳥獣被害で、特に高齢者は年々増加傾向で、鳥獣被害で、山間地域での農業を止めようと思っている方が多数いますので、遊休農地になるのではないかと心配しています。 対策として、現在は電柵や金網等の設置を市の補助金で実施していますが、個体数を減少させる対策ではないので、個体数は年々増加傾向です。 対策の提案として、行政が箱罾・括り罾等の費用の 2/3 補助して、生産組合や個人が農地等に設置するようお願いしたいと思います。農地に個人や免許を持っていない者が設置することは実際にはできませんが、わなについては、区とか生産組合に補助金を出して買ってもらって、それを猟友会等に委託して設置し、獲物が捕れたら猟友会にあげれば猟友会も了解するのではないかと思います。実際に個体数を減らさないと、講演会等では、人と動物との住み分けについて非常にいいことを言いますが、個体数は現実的には減っていません。以前はイノシシやシカ等は見ませんでしたが、今はイノシシ等の子連れで見かけるようになった。是非、生産組合や区、個人に補助金を出して設置すれば個体数の減少になるのではないかと思います。 狩猟家はボランティア、若しくは少しの補助金を出しているかも知れませんが、出た人に対して時間給でも出してあげれば、ボランティアが積極的に出てくれるのではないかと思います。来年度予算は決定していると思うが、是非そのような補助金も出してほしいと思います。 最適化活動には努力していますが、高齢化や鳥獣被害、水害等で、現状維持して

		いくことも非常に厳しい状況です。今後も行政、関係機関で指導、協力をお願いする。以上です。
議	長	ありがとうございました。今回も横山推進委員、酒井推進委員には大変有意義な報告をいただきました。併せて質問があればよろしくお願いします。
委	員	(質問等なし)
議	長	皆さんにおかれましては、他の推進委員さんも今後の活動の参考とし、活動に活かしていただけたらと考えております。 また、来月は、甲斐一太郎推進委員と吉田嘉推進委員となっておりますので、よろしくお願いします。
議	長	では、その他となっております。事務局より連絡事項についてお願い致します。
事 務 局		(事務局より説明)
議	長	以上を持ちまして第8回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。

会 長 甲 斐 壽 徳

9 番 貫 藍

11番 小 野 有 紗